

令和6年度 展示解説用デジタルシステム構築業務委託
企画提案公募実施要領

I 委託業務の概要

1 業務目的

山形県立博物館（以下博物館）での展示において、デジタルコンテンツの充実を図り来館者の理解をより深めるための手だてとして、「デジタル技術を活用した魅力ある博物館展示システム構築事業」を計画した。

この取り組みにおける令和6年度の事業として、館内 AR 鑑賞システム及び令和5年度に構築された二次元バーコードによる解説システムの追加設置を行う。館内 AR 鑑賞システムによって、来館者が資料に関する情報をより具体的に得ることができる。また二次元バーコードによる解説システムの増設により、一般来館者・外国人に対する利便性をさらに向上させることができる。

2 事業内容

令和6年度展示解説用デジタルシステム構築業務委託仕様書による。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月4日（火）まで

4 提案上限額

1,496,000円以内（ただし消費税及び地方消費税を含む）

5 委託契約の方法

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という）による。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

6 公募型プロポーザルに参加する者の必要な条件（参加要件）

この業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により該当しない者。

(2) 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者。

(3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く）。

(4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する場合を除く）。
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者。
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - ⑤役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

7 事務担当

山形県立博物館 学芸課

住 所：〒990-0826

山形市霞城町 1-8

TEL：023-645-1111

E-mail：yhakubutsu#pref.yamagata.jp

#の部分を@に変更して送信してください。

II 応募要領

1 応募書類の提出等に関する事項

(1) 参加申込み

公募型プロポーザルに参加する者は、令和6年7月5日（金）午後5時までに、次の書類を提出すること。

①参加申込書（様式第1号） 1部

②宣誓書（様式2号） 1部

③会社概要等を記載したパンフレット等 1部

・約款又は寄付行為、役員名簿（法人格をもたない場合は、運営規約や役割分担を明示した組織図等）、直近の決算書又はこれに類する書類。

④山形県税及び消費税を滞納していないことを証明する書類 1部

・山形県税に付帯する税外収入を含む。また、非課税のものを除く。

(2) 企画提案書等の提出と企画提案プレゼンテーション

参加要件の確認を受けた者は、令和6年7月19日（金）午後5時までに、次の書類を提出すること。

①企画提案書（任意様式） 5部

②経費見積書（任意様式） 1部

・区分毎に数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。

・消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

・企画提案書等の提出後、令和6年7月26日（金）午後2時から、博物館にて企画についてのプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションは主に制作されるコンテンツについての内容とし、下記の「3 評価及び結果の通知（2）審査基準」についての審査の参考とする。プレゼンテーションの時間は15分程度とする。なお、複数の提案者がある場合は、プレゼンテーションの時間指定を追って行う。

・プレゼンテーションはリモートで行うことを可とする。リモートでのプレゼンテーションを希望する場合は、令和6年7月23日までにその旨を博物館に申し出ること。

(3) 書類の提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、毎週月曜日を除く午前9時から午後5時まで（ただし7月15日（月・祝）は受付、16日（火）は受け付けない）に提出先に持参すること。郵送の場合は、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

「I 委託業務の概要」の「7 事務担当」に同じ

(5) その他

①応募できる件数は、1参加者につき1件限りとする。

②企画提案書は、「III 企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

③応募書類の提出後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

2 質問に対する事項

(1) 受付時間

令和6年6月21日（金）から令和6年7月4日（木）午後5時まで

(2) 問い合わせ先

「I 委託業務の概要」の「7 事務担当」に同じ

(3) 質問・問い合わせ方法

質問がある場合は、質問書（様式第3号）を郵送又は電子メールにより、問い合わせ先まで送付すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

(4) 質問・問い合わせへの回答

質問に対する回答は、その都度、山形県ホームページの該当ページに掲載する。ただし回答は、質問者の名を伏せた上で当課ホームページに掲載する。参加申込者は必ず全ての質問とその回答を確認すること。

なお、質問又は回答の内容が、特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者にのみ回答する。また、企画提案書等の作成及び提出のために不要と判断した場合には、回答しないものとする。

3 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

博物館は、提案者の中から本業務の受託者を選定するため、次のとおり審査委員会を開催する。

審査は、事前に提出された企画提案書およびプレゼンテーションを基に、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。審査会の会長及び各審査員の評価点の平均が60点以上の企画のうち、評価点の合計が最高の提案者を最優秀提案者として選定する。最高の評価点の提案者が複数いる場合は、会長及び各審査員が協議する。

また、選定後、すべての提案者に対して選定結果を通知する。提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

なお、提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(2) 審査基準

評価項目	評価指標	配点
①コンテンツの内容について	・ARシステムが、資料を明瞭に紹介できるものとなっており、利用者の利便性が担保されているか	30
	・二次元バーコードによる音声ガイドが利用者にとって使いやすくなっており、利便性が担保されているか	30
	・基本的な携帯端末でアクセス・閲覧・使用可能な状態にシステムが構築されているか (最低条件：AndroidOS、iOS で使用可能)	10
②提案者の実績	・事業者は過去5年以内に同種又は類似事業の実績を有しているか。	10
③業務遂行の実現性	・担当者が適切に配置されるなど、企画提案内容の事業を実施する体制が整っているか。	10
④経費の妥当性	・費用の内訳や積算根拠が明確に示され、実施要領及び業務委託仕様書の内容に基づき積算されているか。	10
合計		100

(3) 失格要件

企画提案者が、次のいずれかに該当したときは、当該提案者を失格とすることがある。また、受託者候補の選定後、契約の締結前までに当該選定者に失格事項が発生した場合も同様とし、その場合の取り扱いについては、審査委員会において協議し、決定することとする。

- ①「Ⅰ 委託業務の概要」の「6 公募型プロポーザルに参加する者の必要な要件（参加要件）」に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ②提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が「Ⅲ 企画提案書等作成要領」で示した要件に適合しないとき。
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤提案の内容が提案上限額を上回るとき。
- ⑥その他不正な行為があったとき。

(4) その他

- ①審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- ②審査結果については、各提案者に書面で通知する。審査結果に関する質問には、応じないものとする。

4 企画提案書等に係る著作権その他の取扱い

- (1) 採用した企画提案書の著作権は山形県に帰属する。また、不採用となった企画提案書の著作権は企画提案者に帰属することとなるが、提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (2) 掲載する各種データの調査・収集・収集したデータ及びコンテンツの使用承認等に係る必要な手続きは企画提案者が行うものとする。
- (3) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、博物館が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等することができるものとする。
- (4) 企画提案書等の応募書類は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。

5 参加辞退

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「I 委託業務の概要」の「7 事務担当」に報告すること。

6 契約手続

- (1) 審査結果に基づき、最も優れた提案を行った提案者（以下「最優秀提案者」という）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が失格要件に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結は行わず、審査委員会において次点の評価を受けた提案者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 最優秀提案者選定後、契約対象となる業務内容については、別途協議により企画内容の一部を修正・変更する場合がある。

7 費用負担

企画提案書作成のほか公募型プロポーザルへの参加に要する一切の経費は、提案者の負担とする。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 書類およびプレゼンテーション審査 | ： 令和6年7月中旬頃 |
| (2) 審査結果の通知 | ： 令和6年7月下旬頃 |
| (3) 契約 | ： 令和6年7月下旬頃 |

9 その他

- (1) 募集及び契約については、県の都合により停止することがある。
- (2) この要領に定めのない事項については、発注者と提案者が協議のうえ決定する。

Ⅲ 企画提案書等作成要領

- 1 提案はすべて企画提案書に記載すること（ただし、プレゼンテーションに使用する資料は、その限りではない）。
- 2 企画提案書の様式
 - (1) 企画提案書の書式は任意とする。ただし、用紙は複写可能なものでA4またはA3判とし、横置き左綴じとし、各頁下部に通し番号を印字すること。なお、片面仕様で多色仕上げ可とする。
 - (2) 企画提案書は、表紙を除き10頁程度までとする。
 - (3) 参考となる動画やシステムのデータを提出する場合は、DVDディスクまたはデータをアップロードしたURLの提示等とする。

3 企画提案書に記載すべき事項等

(1) 博物館展示AR（来館者の携帯端末上に、デジタル映像で疑似的に構築された画像情報等を館内展示資料に重ねて表示する仮想現実システム）コンテンツの構築について。

- ・来館者の携帯端末を用いて展示資料の仮想現実（AR）を実現するコンテンツを構築する。
- ・対象となるのは下記の3か所を最低条件とし、それ以外の箇所を追加することはいとわない。
 - ①第1展示室（2階）ヤマガタダイカイギユウ・全身骨格展示
 - ②第2展示室（2階）国宝土偶「縄文の女神」（主に立像）
 - ③1階展示スペース 化石木展示
- ・①については、携帯端末上に映るヤマガタダイカイギユウ骨格に対して、再現されたヤマガタダイカイギユウ（復元想像図）が重なるAR表現を基本とする。動画や音声による追加コンテンツがあることが望ましい。
- ・②については、来館者の携帯端末を用いて空間上に3次的に土偶「縄文の女神」が提示され、これを任意に回転・拡大できるようにする。映像やCGなどにより発掘されたときの状態の土偶破片（5個）が現在の形に復元されるまでを疑似的に再現する機能は必須ではないが実装されることが望ましい。表示される資料の数は問わない。
- ・③については、展示されている化石木資料は根元部分のみなので、これをARにより携帯端末上で実際に生息していた時の樹木の状況としてCGなどを用いて再現する。方法に指定はないが、展示されている資料について、最低限実際の大きさを判別できるようにする。

コンテンツを制作するにあたって、重視するポイント

- | |
|--|
| ○ARコンテンツにより来館者の興味を高め、展示資料がよりわかりやすくなること。ARである利点を生かしているコンテンツであること。 |
| ○携帯端末のスペックによることなく、誰でも閲覧・アクセス可能であること。（最低限AndroidOS・iOSで稼働する） |

(2) 二次元バーコード（QRコード）による館内での音声ガイドシステムの追加設置について

令和5年度に館内の展示物の付近に二次元バーコードを設置し、これを携帯端末で読み込むことで音声ガイドを利用することができるシステムを構築した。このシステムに併用できるように解説

箇所を追加設置を行う。現状の館内設置箇所11か所とは別に、最低30か所を追加設置する。

- ・現状のシステムを維持しつつ、目的を達成することができれば、その構成要件などは問わない。
- ・日本語・英語・中国語の解説を必須とする。日本語の内容は博物館がこれを作成する。
- ・英語・中国語については自動翻訳を可とする。博物館側で外国語の翻訳文章を用意した場合は、これを使用すること。
- ・解説の音声は肉声、機械音声を問わない。
- ・日本語・英語・中国語以外の言語については追加してもよいが、追加する言語は韓国語を優先とし、その他については言語数・種類は問わない。
- ・設置箇所は博物館が指定し、最低条件として30か所とするが、これを超える箇所を設置しても構わない
- ・1か所につき30秒程度の音声解説のみを要件とし、解説の音声のほかに文章や映像の表示機能を追加しても構わない。

(3) 提案者の業務実績等

提案者は、過去5年以内に同種または類似事業の実績がある場合には、実施年度及び事業内容について記載し、その実績が分かる資料などを添付すること。

(4) 事業実施体制図

担当者の配置及び専門知識を有する職員について記載すること。

(5) 経費見積書

制作に係る区分毎に、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように具体的に記載すること。

4 制作上の留意点

- ① システムに不具合がある場合は速やかにこれを修正する。契約期間内においては、かかる費用は事業受託者がこれを負担する。
- ② コンテンツにキャラクターや楽曲などを使用する場合は、著作権上の権利を侵害することが無いよう確認すること。
- ③ 音声にナレーター等を使用する場合は、館内での使用のみならずHP上などネット上での公開も可能となるよう著作権上の権利関係を確認すること。

※QRコードは(株)デンソーの登録商標です。